

令和6年度

第1回 伊勢崎市国民健康保険運営協議会

会議資料

令和6年5月9日

令和6年度第1回伊勢崎市国民健康保険運営協議会資料

目次

国民健康保険運営協議会の概要	P 1
----------------------	-----

報告事項

(1) 国民健康保険税の課税限度額及び低所得者に係る軽減判定所得の 見直しについて	P 2
--	-----

参考資料

・ 令和6年度 国民健康保険税率 及び 軽減判定について	P 3
・ 伊勢崎市国民健康保険運営協議会規則	P 4
・ 伊勢崎市国民健康保険運営協議会委員名簿	P 5
・ 伊勢崎市国民健康保険運営協議会事務局名簿	P 6

国民健康保険運営協議会の概要

1 国民健康保険運営協議会とは

- 市長の諮問等に応じて、国保事業の運営に関する重要事項を審議する機関です。
- 必要があれば、市長に対して建議することができます。
- 協議会は、次の場合に開かれます。
 - ・必要に応じて会長が招集したとき
 - ・市長の諮問があったとき
 - ・委員の3分の1以上の者から審議すべき事項を示して招集を請求したとき

2 委員の構成（伊勢崎市の場合）

- 被保険者を代表する委員 6名
- 医師・歯科医師・薬剤師を代表する委員 6名
- 公益を代表する委員 6名
- 被用者保険等保険者を代表する委員 2名 以上、20名で構成されます。

3 委員名簿・会議録等の公表（原則）

- 伊勢崎市審議会等の会議の公開に関する指針により、委員名簿及び会議録は原則として公表します。
- 市ホームページへの掲載や市民情報コーナーでの閲覧・配布により公表します。

4 委員の任期

- 任期は、令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）です。
- 任期途中で交代する場合は、交代後の委員は残りの期間を任期とします。

※やむを得ず任期途中で交代する場合は、所属団体から次の人を委員に推薦いただく必要がありますので、国民健康保険課までご連絡をお願いします。

① 国民健康保険税の課税限度額及び低所得者に係る軽減判定所得の見直しについて

① 概要

令和6年度税制改正により地方税法施行令の一部が令和6年3月30日に改正され、令和6年度分以降の国民健康保険税について、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引き上げ、及び低所得者に係る軽減判定所得の見直しが行われました。これに伴い、伊勢崎市国民健康保険税条例においても同様の改正を行いました。

② 改正の内容

①後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を、現行の22万円から24万円に引き上げました。

課税限度額は、被用者保険とのバランスを考慮し、限度額超過世帯割合が1.5%に近づくよう段階的に引き上げることとされています。今回の地方税法施行令の一部改正では、後期高齢者支援金分についてのみ引き上げ、医療分、介護納付金分は据え置くとされており、本市でも同様の見直しを行いました。

【現行】

	限度額
医療分	65万円
支援金分	22万円
介護分	17万円



【見直し後】

	限度額
医療分	65万円
支援金分	24万円
介護分	17万円

②低所得者に係る国民健康保険税の軽減措置のうち、5割軽減及び2割軽減の判定における所得の基準額について、被保険者1人につき加算する金額を次のとおりとしました。

軽減を受けている世帯の範囲が相対的に縮小しないよう、物価の動向等、経済状況の変化を踏まえ、軽減判定の基準額を見直すこととされており、地方税法施行令と同様の見直しを行いました。

【現行】

軽減割合	軽減判定する際の所得の基準額
7割	43万円*
5割	43万円* + 29万円 × (被保険者数)
2割	43万円* + 53.5万円 × (被保険者数)



【見直し後】

軽減判定する際の所得の基準額	
	43万円*
	43万円* + 29.5万円 × (被保険者数)
	43万円* + 54.5万円 × (被保険者数)

※世帯に給与・年金所得者が2人以上いる場合は、43万円に10万円×(給与・年金所得者の数-1)を加算。

以上の内容で令和6年3月30日付け市長専決処分により条例改正を行いました。令和6年5月の伊勢崎市議会臨時会において報告し、承認を求める予定です。

参考資料

令和6年度 国民健康保険税率 及び 軽減判定について

令和6年度の国民健康保険税率及び軽減判定は、次のとおりです。

■国民健康保険税率

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 *40~64歳のみ
①所得割額	基準総所得額×6.9%	基準総所得額×2.6%	基準総所得額×2.1%
②均等割額	国保加入者数×26,000円	国保加入者数×10,000円	国保加入者数×11,000円
③平等割額	1世帯につき 20,500円	1世帯につき 7,500円	1世帯につき 6,100円

国保税額	=	医療分 (①+②+③) (限度額 65万円)	+	支援金分 (①+②+③) (限度額 24万円)	+	介護分 (①+②+③) (限度額 17万円)
------	---	---------------------------	---	----------------------------	---	---------------------------

※所得割額は加入者全員の基準総所得額（総所得金額－基礎控除）に税率をかけて算定します。

※医療分、後期高齢者支援金分の均等割額について、未就学児は半額となります。

■国民健康保険税の軽減判定

世帯主及び被保険者の前年の所得の合計が	均等割・平等割の
・43万円+【10万円×(給与所得者等の数-1)】以下の場合	→ 7割を減額
・43万円+【10万円×(給与所得者等の数-1)】+(29万5千円×被保険者数)以下の場合	→ 5割を減額
・43万円+【10万円×(給与所得者等の数-1)】+(54万5千円×被保険者数)以下の場合	→ 2割を減額

※「被保険者」には、同世帯で国保から後期高齢者医療制度へ移行した人も含みます。

※65歳以上の国保加入者の公的年金に係る雑所得については、15万円を控除した金額を軽減判定所得とします。

※上記の【10万円×(給与所得者等の数-1)】の加算は、給与所得者等の人数が2人以上の場合に適用します。「給与所得者等の数」とは、世帯主及び被保険者で、次のいずれかに該当する人の人数です。

- ・給与収入55万円超の人
- ・公的年金等の収入額が、65歳未満で60万円超又は65歳以上で125万円超の人

○伊勢崎市国民健康保険運営協議会規則

平成17年1月1日規則第70号

改正

平成22年11月12日規則第60号

平成26年3月31日規則第51号

伊勢崎市国民健康保険運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢崎市国民健康保険条例（平成17年伊勢崎市条例第113号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、条例第2条に規定する国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、法令及び条例の定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 協議会は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項につき、市長の諮問等に応じて審議するほか、必要あるときは市長に対し建議することができるものとする。

(委員の委嘱)

第3条 委員は、市長が委嘱する。

(会議の招集)

第4条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、市長の諮問があったとき又は委員の3分の1以上の者から審議すべき事項を示して招集を請求したときは、速やかに協議会を招集しなければならない。

(定数)

第5条 協議会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議長)

第6条 会長は、会議の議長となり、議事を整理し協議会の事務を総理する。

(議事の表決)

第7条 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(報告)

第8条 協議会は、会議事項に関し必要な事項を、その都度市長に報告するものとする。

(書記)

第9条 協議会に書記を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

2 書記は、会長の指揮を受け、庶務に従事する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、その都度会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

(任期の特例)

2 平成23年1月24日以後最初に委嘱される委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

附 則（平成22年11月12日規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第51号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

伊勢崎市国民健康保険運営協議会委員名簿（敬称略）

任期：令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

区分	氏名	所属団体等
被保険者代表 (6人)	けんもつ む な き 監物 武直規	伊勢崎市区長会
	もてぎ こうこ 茂木 公子	伊勢崎市民生委員児童委員連絡協議会
	おおまえ ちづこ 大前 千鶴子	伊勢崎商工会議所
	さかもと けいこ 酒本 恵子	群馬伊勢崎商工会
	いとう としこ 伊藤 敏子	J A 佐波伊勢崎
	しげた ひろゆき 重田 博之	伊勢崎市農業委員会
医師・歯科医師・薬剤師代表 (6人)	おおさわ まこと 大澤 誠	伊勢崎佐波医師会
	やまだ としひこ 山田 俊彦	伊勢崎佐波医師会
	しおじま まさゆき 塩島 正之	伊勢崎佐波医師会
	おかべ としゆき 岡部 敏行	伊勢崎歯科医師会
	すずき きみひろ 鈴木 君弘	伊勢崎歯科医師会
	まつもと おさむ 松本 修	伊勢崎市薬剤師会
公益代表 (6人)	くぼた かつお 久保田 勝夫	伊勢崎市社会福祉協議会
	まつしま しずお 松島 志津雄	伊勢崎市民生委員児童委員連絡協議会
	いっじ えつこ 井辻 悦子	伊勢崎市食生活改善推進協議会
	しおにゅう えみこ 塩生 恵美子	伊勢崎市健康推進員協議会
	やました きよみ 山下 喜代美	東京福祉大学
	こぐれ きよと 小暮 清人	弁護士
被用者保険等保険者代表 (2人)	やまざき ひろゆき 山崎 博幸	群馬県市町村職員共済組合
	まみづか あきら 馬見塚 晃	サンデン健康保険組合

令和6年4月1日現在

伊勢崎市国民健康保険運営協議会事務局名簿

職名	氏名	担当事務
健康推進部長	たかやなぎ たかひろ 高柳 尊弘	国民健康保険・国民年金・市民の健康・スポーツに関すること。
健康推進部副部長	なかの あつし 中野 厚	国民健康保険・国民年金・市民の健康・スポーツに関すること。
国民健康保険課長	さいとう ひろみつ 齋藤 弘光	国民健康保険全般に関すること。
課長補佐 兼 国保係長	しぶさわ ゆういち 澁澤 裕一	運営協議会・国民健康保険の資格管理・予算その他財務に関すること。
国保係長	ほしの ともみ 星野 智美	運営協議会・国民健康保険の資格管理・予算その他財務に関すること。
賦課係長	くりはら のりまさ 栗原 典正	国民健康保険税の賦課に関すること。
課長補佐 兼 給付係長	せきね ゆきこ 関根 有希子	医療給付・保健事業に関すること。
課長補佐 兼 給付係長	とくなが なおき 徳永 直季	医療給付・保健事業に関すること。
健康指導係長 (健康づくり課兼務)	おおかわ れいこ 大川 玲子	特定健診・特定保健指導に関すること。
健康指導係長 (健康づくり課兼務)	なかじま ひろのり 中島 宏典	特定健診・特定保健指導に関すること。
納付推進係長	きうち けんたろう 木内 健太郎	国民健康保険税の納付推進に関すること。

連絡先：伊勢崎市健康推進部国民健康保険課 電話 0270-27-2735

令和6年4月1日現在